わたしは白石市へ市民税・県民税の申告をする必要がありますか？

スタート

税務署または e-Tax で
所得税の確定申告をします。

はい → 白石市への申告は**必要ありません**
（確定申告をすると、市民税・県民税の申告をしたことになります）

いいえ ↓

令和 7 年 1 月 1 日現在、白石市に
住民登録がありました。

いいえ → 白石市への申告は**必要ありません**
（1 月 1 日現在の住民登録地で申告してください）

はい ↓

令和6年1月1日から12月31日までの収入状況が当てはまるところを確認してください。

- **・収入がなかった**
- **・遺族年金のみ**
- **・障害年金のみ**
- **・雇用保険**
  （失業給付金）**のみ**

はい → 「簡易申出書」の提出をお願いします。

公的年金収入のある方
収入は公的年金のみであった。

いいえ → 申告が必要です。

はい ↓

65歳以上の方（昭和 35 年 1 月 1 日以前生まれ）
…年金収入が155万円以下であった
65歳未満の方（昭和 35 年 1 月 2 日以降生まれ）
…年金収入が105万円以下であった
※年金収入が上記の金額を超えると、市民税・県民税がかかる場合があります。（白石市の場合）
※年金収入が400万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。
※外国の法令に基づく保険または共済による公的年金を受け取っている場合は申告が必要です。

いいえ ↓ 年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を追加する（医療費控除、社会保険料控除など）

はい → 申告が必要です。

いいえ → 申告は必要ありません

はい → 申告は必要ありません

給与所得のある方
収入は 1 か所の給与のみで、勤務先で年末調整が済んでいる。

はい → 申告は必要ありません

いいえ ↓

次のいずれかに該当する
- ・勤務先で年末調整をしていない。
- ・給与のほかに営業等・農業・不動産などの収入がある。
- ・給与を 2 か所以上から受けている。
- ・医療費控除など、年末調整に含めなかった各種控除を追加する。

はい → 申告が必要です。

- **・営業等所得**
- **・農業所得**
- **・不動産所得**
- **・雑その他所得**
- **・一時所得**

など

※人に田を貸して米をもらっている方は、不動産所得の申告が必要です。

はい → 申告が必要です。

申告が必要です。（申告相談会場で申告する、市民税・県民税申告書を作成し郵送で提出する、税務署または e-Tax で申告する）

「簡易申出書」の提出をお願いします。

申告義務はありませんが、所得証明書が直ちに発行できない、国民健康保険税の軽減措置が受けられないなどの影響が出る場合があります。

簡易申出書は、広報しろいし 1 月号と一緒に配布しています。また、税務課窓口や税務課ホームページからも取得できます。